平成20年10月30日判決言渡

平成20年(行ケ)第10314号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 平成20年10月14日

判決

告 メルク・コマンデイトゲゼルシヤフト 原 ・アウフ・アクチェン 訴訟代理人弁護士 加 藤 義 眀 健 同 町 \blacksquare 同 村 育 代 木 訴訟代理人弁理士 アインゼル・フェリックス=ラインハルト 同 山 和 香 子 崎 被 告 萬有製薬株式会社 主 文

- 1 特許庁が取消2007-300606号事件について平成20年4月10日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文第1項と同旨

第2 原告の主張

原告は,本件口頭弁論期日において,次のとおり陳述した。

1 特許庁における手続の経緯

被告は,登録第642075号商標(昭和37年8月7日出願,昭和39 年4月24日設定登録。以下「本件商標」という。)の商標権者である。

原告は,平成19年5月11日,本件商標の指定商品中,第5類「薬剤」 についての登録を取り消すことを求めて審判の請求(取消2007-300 606号事件。以下「本件審判」という。)をした。

特許庁は,平成20年4月10日,「本件審判の請求は,成り立たない。」との審決(以下「本件審決」という。)をし,同月23日,その謄本を原告に送達した。

2 本件審決の理由

本件審決の理由は以下のとおりである。

- (1) 被告は,本件審判の請求の登録前3年以内に日本国内において,本件商標を請求に係る指定商品中の「薬剤」について使用していたことを証明した。
- (2) 商標法第50条の規定により,本件商標の指定商品中の「薬剤」についての登録を取り消すことはできない。
- 3 本件審決の取消事由に関する原告の主張

本件商標の商標権者である被告,専用使用権者又は通常使用権者のいずれ も,本件審判の予告登録がされた平成19年5月29日より前3年以内に, 日本国内において,本件審判の請求に係る指定商品(第5類「薬剤」)につ いて,本件商標の使用をしていない。本件審決は,取り消されるべきであ る。

第3 当裁判所の判断

被告は,適式の呼出し(公示送達によるものではない。)を受けたが,本件口頭弁論期日に出頭せず,答弁書その他の準備書面の提出もしない。したがって,前記第2記載の原告の主張(ただし,後記のとおり,被告において主張立証責任を負担する,本件商標の使用に係る事実は除く。)を自白したものとみなされる。

なお,本件商標の商標権者である被告,専用使用権者又は通常使用権者のいずれかが,本件審判の予告登録がされた平成19年5月29日より前3年以内に,日本国内において,本件審判の請求に係る指定商品(第5類「薬剤」)に

ついて,本件商標の使用をしているとの事実は,被告において主張立証責任を 負担する事項であるが(商標法50条2項),被告は,同事項について,何ら の主張立証をしない。

したがって,本件審決が認定した「被告は,本件審判の請求の登録前3年以内に日本国内において,本件商標を請求に係る指定商品中の『薬剤』について使用した」との事実は,これを認定することができない。

よって,原告の請求は理由があるから,これを認容することとし,主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第3部

裁判長裁判官	飯	村	敏	明
裁判官	齊	木	教	朗
裁判官	嶋	末	和	委